

議第56号

京都市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

京都市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市建築基準条例の一部を改正する条例

京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 当該敷地上の建築物が特別許可建築物であるとき。

(2) この条例の規定の施行又は適用の際（以下「基準時」という。）現に存する建築物（現に建築の工事中のものを含む。）の敷地で、前項の規定に適合しないものに、建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（従前の用途の変更を伴わないものに限る。以下この条において「増築等」という。）をする場合において、次のいずれかに該当するとき。

ア 増築等の後の当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計が基準時における当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計を超えないとき。

イ 増築等が次のいずれにも該当する場合で、市長が安全上及び避難上支障がないと認めるとき。

(ア) 増築等に係る建築物又は建築物の部分を耐火構造とすること。ただし、市長が防火上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(イ) 増築等の後の当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計が基準時における当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

第7条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 当該がけの地表面が宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号イ又はロに該当するとき。

第45条第1項中「及び第3項」を「若しくは第3項」に、「及び第31条」を「又は第31条」に、「並びに」を「又は」に、「200,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

敷地が4メートル以上の幅員の道路に一定の長さ以上接しなければならない大規模建築物の要件を緩和する等の必要があるので提案する。